

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月18日
【会社名】	サンデン株式会社
【英訳名】	SANDEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 徐 湛
【本店の所在の場所】	群馬県伊勢崎市寿町20番地
【電話番号】	伊勢崎(0270)-24-1211
【事務連絡者氏名】	副社長執行役員 徐 文文
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野2丁目1-11 サンフィールドビル7F
【電話番号】	東京(03)-5828-5582
【事務連絡者氏名】	副社長執行役員 徐 文文
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当 84,150,000円 (注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号及び第4号の金額通算規定により本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年8月7日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部に誤りがあり、また、2026年8月18日付で臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加し、必要な事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

(4) 払込取扱場所

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示しています。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

2 【株式募集の方法及び条件】

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
165	82.5	100株	2026年8月24日から 2026年9月28日まで	—	2026年9月29日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、本株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日（2026年8月6日）の東証終値である165円で発行されたと仮定した場合の見込額です。実際の発行価格は、発行決議日の直前取引日（2026年8月6日）の東証終値である165円と条件決定日の直前取引日（2026年8月25日）の東証終値のいずれか高い方の金額とします。
- 3 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であり、上記2と同様の仮定に基づく見込額です。
- 4 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
165	82.5	100株	2026年9月3日から 2026年9月28日まで	—	2026年9月29日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、本株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日（2026年8月6日）の東証終値である165円で発行されたと仮定した場合の見込額です。実際の発行価格は、発行決議日の直前取引日（2026年8月6日）の東証終値である165円と条件決定日の直前取引日（2026年8月25日）の東証終値のいずれか高い方の金額とします。
- 3 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であり、上記2と同様の仮定に基づく見込額です。
- 4 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(4) 【払込取扱場所】

(訂正前)

店名	所在地
[株式会社三井住友銀行 本店営業部]	[東京都千代田区丸の内一丁目1番2号]

(訂正後)

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)2026年3月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第101期中(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)2026年8月7日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年8月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年4月3日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年8月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項[●]の規定に基づく臨時報告書を2026年8月7日に関東財務局長に提出]

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）2026年3月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第101期中（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）2026年8月7日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年4月3日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年8月18日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（2026年8月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。